

立命館大学法学部ニューズレター

第25号



Newsletter

The Faculty of Law Ritsumeikan University

目 次

第18回「世界政治学会（IPSA）」報告と参加の記	中谷義和	2
『成年後見事件の審理』の執筆をおえて	佐上善和	5
2000年度 第二回（秋期）韓日共同シンポジウム参加記		
戦後補償と韓国の行政法・女性法	鄭肯植	8
新任のご挨拶	吉川義春	13
新任の御挨拶	小山泰史	14

第18回「世界政治学会 (IPSA)」 報告と参加の記

中谷義和

昨年(2000年)、7月30日、成田空港を発ち、トロント空港で乗り換え、同日の夕方にケベック空港に着した。盛夏とはいえ、さすがに涼しさを覚える天候にあった。ケベック市を訪れたのは、これが2度目にあたり、前回は在外研究中(1994年秋から1995年秋)にモントリオールで開かれた学会に参加した折に、足をのばして、この世界文化遺産都市を訪ねている。今回は、「世界(国際)政治学会(IPSA)」に参加し、報告するためである。IPSAは、1950年に第1回大会が開かれてから3年毎に開かれ、今年度は50周年の第18回大会にあたる。報告の要請は友人でUBCのP・レズニック(Resnick)教授から受けたものであり、彼の『21世紀の民主政(Twenty-First Century Democracy)』(1998年、御茶の水書房)を訳出した、また、本学部の夏期集中講義を依頼したえにしに負うものである。

「学会」は8月1日～5日に開かれ、1日夜には総会とレセプションが催された。私もレズニック夫妻と連れ立って、これに参加した。総会会場は満員で、恐らく、千人規模の参加者があったと思われる。また、日本からの参加者も多く、数十人に及び、旧知の方々とも挨拶を交わした。総会では、IPSA会長のロイ(Lowi)教授(コーネル大学)が講演した。グローバル化のなかの政治学の課題をめぐるものであって、例のごとく舌鋒鋭く、論争誘発的な講演であった。

私が報告を求められたセッションは「グローバル民主政の展望 理念と現実(The Prospect of Global Democracy: Ideals and Reality)」であり、レズニック教授を司会者として、8月2日の午後に開かれている。プログラムに従えば、このパネルの他の報告者は次のとおりである。

Barry Hindes (Australian National University), "Cosmopolitan Citizenship?"

Roland Axtman (University of Aberdeen, United Kingdom), "What's Wrong with Cosmopolitan Democracy?"

Alain Dieckhoff, "Etats Multinationaux et citoyenneté post nationale en Europe."

以上の報告者とそのテーマからも窺われるように、このセッションは、豪英仏日の立場から、グローバル化とかかわって、「市民社会」や民主政のありようを展望するものとなっている。私は「グローバル民主政 日本の一パースペクティブ(Global Democracy: A Japanese Perspective)」と題する報告をつとめた。ペーパーは事前に事務局に提出を求められており、報告は各自15～20分に限られていたので、ペーパーをもとに、その要旨を報告するに留まった。その論旨は、グローバル化の理論状況と民主政の制度史を整理し、グローバル化のなかの民主政の課題とモデルを提示するとともに、「日本国憲法」の「平和的生存権」の理念からグローバル民主政を展望するという報告となった(詳細については次を参照のこと。Y. Nakatani, "Global Democracy: A Japanese Perspective," *Ritsumeikan Law Review*, no.18, March 2001)。

報告については、ディスカッサント(P. ResnickとSamy Cohen)からコメントを、また、フロアからの質疑と応答を経て、約2時間半ほどで終わった。質疑は、主として、「コスモポリタン民主政」やグローバル時代における「市民社会」と「国家」をめぐるものとなり、LSEのD・ヘルド(Held)教授の議論も話題となった。ヘルドの『民主政の

諸類型 (*Models of Democracy*)』(1998年、御茶の水書房)を訳出しているだけに、聞き取れない部分が多かったとはいえ、興味深く参加した。

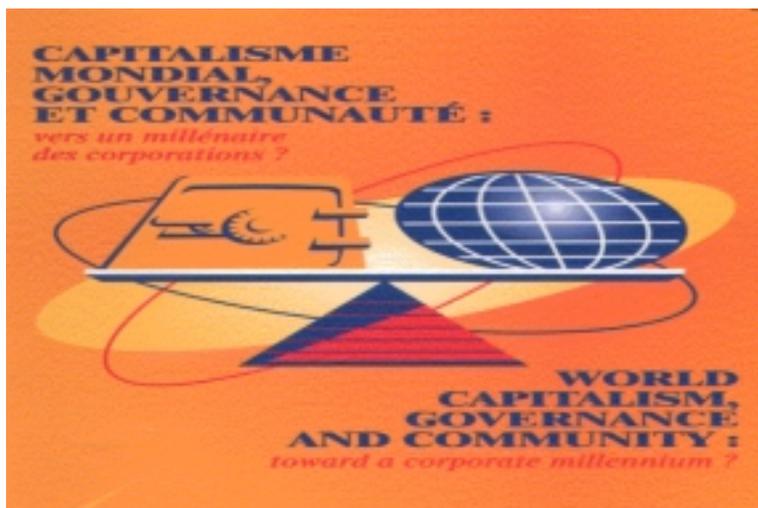
終えて、報告者とフロア にいたS・ホール(Hall)教授を含めて、旧市街地のフランス料理店での懇親の場に参加した後、緯度が高いだけに薄暮のなかを8時ごろに、宿舎のヒルトンホテルに戻り、役割を終えて安堵した。

学会中、別のセッションにも参加した。そのひとつにJ・G・ガネル(Gunnell)教授(ニューヨーク州立大学オルバニー校)司会の「政治学とその概念の普遍化と土着化(The Universalization and Indigenization of Political Science and Its Concepts)」と題するセッションに参加した。それは、ガネル教授がアメリカ政治学史研究の第一人者にあたり、かつて、亡命研究者のアメリカ政治学に与えた影響という課題について彼の教示を求めて、滞在先のカリフォルニア州デーヴィスで会ったことがあり、また、彼の研究書の訳出作業の過程にあったためでもある(『アメリカ政治理論の系譜(*The Descent of Political Theory*)』、ミネルヴァ書房、近

刊)。さらには、このセッションのディスカッサントとなっているE・ベルントソン(Berndtson)教授(ヘルシンキ大学)とは研究課題を共通にし、E-メールで交信もしているだけに、挨拶をかわしておく必要を覚えたためである。

学会開催中には、日本からの参加者とも近況を話す機会に恵まれたが、とりわけ、B・ジェソップ(Jessop)教授(ランカスター大学)と再会した。彼とは『国家理論(*State Theory*)』(御茶の水書房、1994年)の訳出以来、旧知の間柄にあるだけに、彼の近著の『福祉国家』をめぐる意見を交わした。

学会の合間を縫って、ケベック市内とその近郊を見物するという楽しい機会を持つこともできた。ひとつは、レズニック夫妻の案内でセントローレンス川のなかのオルレアン島を訪ね、帰路にモンモランシー滝を見ている。オルレアン島にはケベック様式の小屋や瀟洒なコテージが残り、開拓時を偲ばせるものであった。また、旧市街地では、セントローレンス川沿いの往時のままの町並みを訪ね、「ヌーベル・フランス祭」を観るという機会に恵まれるとともに、私の報告を聞いてくださった方々から路上で声をかけていただいた。



滞在中にとりわけ興味を覚えたことは、学会会場の道を挟んで建っている州議事堂にケベック州旗のみしか掲げられておらず、メープル・リーフのカナダ国旗が遠望されたことである。ケベックは、なお、分離運動が根強いだけに、他州では州旗と国旗が並んで翻るという光景に接するのが通例であるが、国旗は総督の館に立っているとのことであった。州の政情を改めて実感した次第である。

学会を1日残して、4日にケベック市を発ち、夕方にトロント市に入っている。トロント市はかつて在外研究の1年間を過ごした町であり、F・カニングム(Cunningham)教授(トロント大学イニス校の学長)に会うとともに、同大学の図書館で資料を収集するためである。カニングム教授は本学部の夏期集中講義を依頼したこともあり、また、彼の著書を2冊訳出している(『民主主義理論と社会主義』1992年、日本経済評論社、『現代世界の民主主義 回顧と展望』1994年、法律文化社)。カニングム教授夫妻との再会を喜び、

彼の招待で、彼の友人一家と共にカーサ・ロマの傍の芝生で薄暮のピクニックを楽しんだ。また、カニングム教授夫人のマリカさんが州裁判官を務めているので、裁判所を案内してもらった。さらには、トロント大学図書館で研究中のバージェスの初期著作の資料を収集し、8月8日に、カニングム夫妻の見送りを受けてトロント空港を発ち、約14時間かけて関西空港に戻った。日本はうだるような盛夏にあった。

今回の学会報告を終えて、少なくとも英会話能力をつけておくべきことを痛感した。若い研究者には、私のようなことはなかりうが、国際化はさらに進むと思われるだけに、そんな力能が一層求められることになると思われる。

なお、「世界政治学会(IPS)」の次年度大会(2003年)は南アフリカ共和国で、また、次々回大会(2006年)は日本で開催されることが決まっている。

(なかたに・よしかず 政治学)



『成年後見事件の審理』の執筆をおえて

佐上善和

昨年12月末、信山社より『成年後見事件の審理』を公刊した。この著書について語るよう編集部より依頼があった。著作の内容について、著者自らが語る事が果たしてどのような意味を持つが疑わしい。ここでは、「あとがき」に代わるような内容と今後の研究の見通しについて、若干のことを述べることで責めをふさぎたい。

1 執筆の経過

本書のほぼ半分は、在外研究中に執筆したものである。手許にあるノートによれば、本書の書き下ろしの部分を論文にまとめるつもりで書き始めたのは、フライブルクに滞在をはじめて1ヶ月ほどたってからである。当初、留学期間中の研究対象は、「成年後見事件における鑑定の理論と実務」に絞る予定であった。日本では入手しにくいドイツの司法精神医学の教科書や雑誌論文に目を通し、裁判実務の見学ができれば何とか論文に仕上がるだろうと考えて、その作業を始めたのである。しかし、その考えが甘かったことにすぐに気がついた。成年後見事件への精神科医の関与をめぐる、法律家と精神科医が基本的に異なる立場で主張していること、その原因はどうやら旧法以来のものであることが明らかになってきたのである。

では旧法においてはその実情はどうであったのか、なぜ両者の間でそのような基本的理解が異なるまま今日に至っているかを明らかにしなければならぬ。そのあたりから説き起こさなければ、日本の読者にはドイツ法の単なる紹介としてしか受け止められないであろう。この対立を軸にして、禁治産制度と新たな世話制度の理論と裁判実務を総体的にとらえ直すことが必要だと認識するようになったのである（この事情については、本ニューズレター21号にも記しておいた）。

平日は法学部図書館で論文や判決等のメモ

を作成し、原稿を作成するのは土曜日と日曜日とし、早朝に一日の仕事内容を整理する、という生活パターンが始まったのも原稿作成が軌道に乗ってからであった。コピーの量はその日の内に読める分に限り、メモを作成することを重視した。コピーはそのような作業が済んでからにするという方針をたてたのもこの時期である。このようにして、本書では第3章にあたる旧法下での禁治産・障害者監護事件の審理がどのようなものとして構想され、どのように実践されていたかをとりまとめる作業が始まった。禁治産宣告事件については、先に佐々木吉男教授古稀記念論文集に寄稿していた（2000年8月刊行）ので、ドイツでの作業は積み残されていた障害者監護事件の審理に当てられることになった。このあたりの作業は、比較的順調に進んでいる。クレフェルト教授の論文の翻訳許可をえて、その下書きも完成していた。途中の11月20日頃までは、ライポルト教授の下でのコロキウムのためのドイツ語の報告原稿作成にあてられたが、約75頁分の原稿は自分の誕生日である12月8日までに完成している。

手こずったのは、司法精神医学の側からの問題提起の整理である。ドイツ民法典の成立から世話制度に至るほぼ1世紀分をどのようにまとめるか、構想がなかなかまとまらないし、戦後だけに限ってもどのように整理するか、なじみのない部分だけ苦労した。司法精神医学関係の日本の教科書を持っていかなくったこともあって、教科書や論文を読んでも、理解するスピードが落ちるし、内容をなかなか把握することができない。何度も読み直したり、直訳を作ったりすることに予想外の時間を費やすことになった。またこれをどのようにとりまとめるか、原稿を書きかけてはノートに何枚も×印をつけたり、思い直して切り張りをしたりする作業で、あきらめか

けたこともあった。年を越えた1月13日にようやく本文完成、脚注をつけ終わったのが1月17日とメモされている。結果的には、司法精神医学の新しい立場に共感しつつ、法律家の禁治産宣告や障害者監護の審理実務を批判し、世話制度の裁判手続を構想することになった。この直後に吉村徳重教授の古稀記念論文集の執筆と、本書の第5章の本文を書き終わったのが1月30日であるから、ほぼ2週間で書き上げている。第4章が最大の難関であったといえる。第5章の脚注をつけ、また全体の補足を書き加えて一段落ついたのが2月13日であり、帰国のちょうど1ヶ月前であった。立命館大学の学生が短期語学研修でチュービンゲンに到着するので会いに行く前日でもあった。

パソコンを持参したというのに、これらの原稿はノートに手書きした。約130枚であり、裏面や欄外にも追加がある。手書きしたのは、どこに行っても手を加えることができることを考えたからである。電源のないところで手を加えることが多いことを考えると、パソコンも万能とはいえない。

2 出版の経過

ドイツの成年後見事件への精神科医の関与のあり方についてまとまった頃、既発表の原稿と一体化して、著書として刊行することはできないかと考え始めた。350頁程度の著作にするためには、どれだけ書いておかなければならないか逆算し始めたわけである。約2万字程度にまとめることができればと目標を設定し、何を書き加えるか、何を削るかを考えながらの執筆となった。ドイツの新しい成年後見法の基本的な考え方を生かす理論は提供されているか、実際にそれを生かす実務が形成されているかが、基本的なモチーフである。わが国の家事審判規則の考え方と、どの点で決定的に異なるのか、それはなぜなのかを歴史的に振り返ることで明らかにすること、ドイツの成年後見事件の審理がさらにどのような方向を目指そうとしているかについても、可能な限り明らかにしようとしてつとめたつもりであるが、これらの評価は自ら下すべきではない。

帰国後の、同志社大学での民事訴訟法学会の折、旧知の信山社渡辺左近氏に会い、書き



(ドナウ河はここからはじまる。ドナウエッシンゲン)

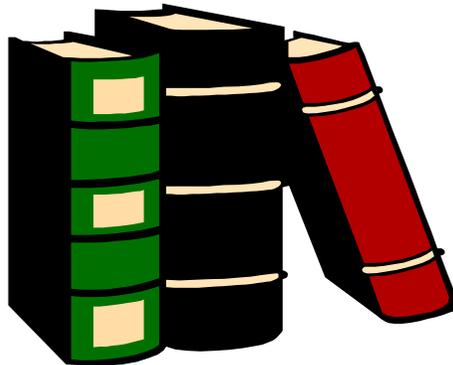
下ろしの原稿を含めて約400頁くらいになるが刊行できないだろうか、と相談したところその場で引き受ける旨の返事もらった。帰国直前にパソコン入力してあった原稿を、体系的に並べ直し、若干の補正を加え、さらに既発表の原稿の補正をして出版社に送付したのが、夏休みであった。A4用紙220枚であった。佐々木教授の追悼記念論集（同教授が急に亡くなられたので追悼記念となった）の刊行が遅れたため、本書の刊行も巻き添えをくってしまった。

3 今後の研究予定について

従来、家事審判法については実務家の研究は多いものの、学者からの発言は少ない。わが国の成年後見制度に関する裁判手続などは、従来の研究の不十分さから大きな問題を抱えているということ自体が認識されていない。明治23年の人事訴訟手続規則の方が、現在の家事審判法よりもずっと手続的配慮が行き届いていたのであって、わが国の成年後見の裁判手続はまずこのレベルに「復旧」しなければならないのである。今回の成年後見手続が100年前の法律よりも劣ることが深刻に認識されなければならないだろう。今回の法改正はそのようなレベルなのである。常々、冗談で言っているように、現行法を明治時代に「復古」させるべきだとすら思うのである。

学会においてもこれがテーマに取り上げられることは少ない。昨年度ようやく、ミニシンポジウムが開催された。人事訴訟法および家事審判法の改正も、一応法制審議会の視野に入ってきた。非訟事件手続や家事審判法の研究が、なかなか学会の共有財産になっていないとはいえ、民事訴訟にはみられない複雑な問題があり、それらを明らかにしてはじめて民事裁判権の広がりや射程を解明できると思われる。そのような状況に鑑みて、家事審判法について現在の民事訴訟理論の水準にたって標準的な教科書を執筆することが、当面の仕事であると考えている。一応目標として450頁程度のを考えている。先輩である有斐閣の稼勢政夫さんからは、早く書けとせかされている。これに加えて、東京地裁の梶村太市裁判官と『注解家事審判法・家事審判規則』の改訂版を共同で編集することとなった。この夏休みに最初の打ち合わせをする予定である。それぞれいつ完成するか自信はないが、その準備もかねて、時間を見つけて家事審判法・規則の諸問題とでもいべき論点シリーズを公表していきたいと考えている。別のシリーズ企画の中の裁判法を執筆するのはその先のことになるだろう。

（さがみ・よしかず 民事訴訟法）



2000年度 第二回（秋期） 韓日共同シンポジウム参加記 戦後補償と韓国の行政法・女性法

チョングンシク

鄭肯植（ソウル大学法科大学助教授）

（：該当漢字コード無しのため表示できず）

1.

東京女性法廷の熱気がまだ覚めやらぬ2000年12月15日、戦後補償と韓国の行政法・女性法を扱う韓日共同シンポジウムに出席するため、ソウルを出発した。機内で少しの間休息をとった。目をあけると、まるで手を伸ばせば海に届くかのように飛行機は飛んでいた。関西空港だ。主催者側で用意してくれたこざいいな車で京都にやってきた。そう遠くはなかった。車窓から見る日本の姿はこじんまりとして美しく、秩序整然としていた。

2.

今回の韓日共同シンポジウムは、
「1900年代初期の韓日諸条約の不法性」
（金昌祿釜山大学校法科大学教授）、
「戦後日本の戦争責任論の動向」
（赤澤史朗立命館大学法学部教授）、
「韓国の行政手続法と情報公開法の問題点と改善法案 - 協調的法治主義実現のための韓国的実験 -」
（金性洙延世大学校法経大学法学科教授）、
「韓国の女性と法の現実」
（呉 眞誠信女大法学部講師）

以上、四つの報告から構成されていた。

まず一番目の報告では、国家の代表者に対して強迫が加えられた場合、その条約は当然無効であるという国際慣習法を援用し、1965年の「韓日基本関係に関する条約」において、明確に言及されなかった1910年以前の韓日間の条約が無効であると論証された。さらには従軍慰安婦など日本の戦争犯罪に対する国際的動向と日朝交渉などとの関係も報告された。

質疑応答においては、「韓国では、韓国のnationalismがベトナム戦争における加害者としての韓国の責任を曖昧にさせているのではないか」という質問があった。しかしながらこれに対して報告者は、韓国のnationalismは反日から出発したが、慰安婦などに対する補償問題をめぐって個人の人権問題へと論議が拡大し、これが今回の東京女性法廷のように韓日のNGOが出会う契機をつくった。したがって韓国のnationalismは必ずしも排他的孤立的なものではないと答えた。

二番目の報告では赤澤教授が、石田雄の『戦争責任論50年の変遷と今日の課題』に取り上げられた戦争責任論の動向分析を、第1期（1945～1954年）、第2期（1955～1964年）、第3期（1965～1988年）、第4期（1989年～現在）と各々の時期別に区分して検討し、戦争責任論を、マルキシズム、キリスト教、民族主義、フェミニズム、市民主義という五つのカテゴリーと、法的・政治的責任論と内面的・倫理的責任論に区分して報告された。

これに対して象徴天皇制と戦争責任論の関係を問う質問があったが、天皇制は現実的に国民の80%が支持しており、従って改定論議も進展がなく、皇室典範についての改定論議が展開されている程度のことであると説明された。そして、日本のnationalismは、対外膨張的nationalismと、自主的・民主的nationalismが交じり合っていたが、戦後、nationalismは軍国主義とつながるものとして全て否定されたところに、自由主義史観のようなnationalismに対する欲求をとりこむ主張が登場

する余地が出てきたということである。

また、天皇の戦争責任に対しては内部と外部との見方に差異があり、また1990年代以後には天皇の戦争責任を論議すること自体はタブー視されなくなりNHKで放映されたこともあると、日本の社会内部の変化についての説明もあった。

三番目の報告では「行政手続法」と、「公共機関の情報公開に関する法律」が、参加と監視を通じた協調的法治主義の具現、または国家と個人の協調と参加のための法的関係の構築というものが制度的意義を持つ点を明らかにし、現行の韓国の行政手続法と情報公開法の制定過程、及びこれをとりまく法的論争と改定論議などが報告された。これに対し、韓国の行政法理論が情報公開請求権の法的根拠を憲法に求めることは注目に値し、情報公開の特性上、仮執行の実効性確保が難しいために義務履行訴訟の導入よりは裁判手続き進行の迅速化に力を注ぐほうがよいという反論が提示された。

報告者は古典的訴訟観に執着すれば責任性 (accountability) を主とする国家対個人の構図から抜け出せない可能性があるため、参加を媒介にした協調的法治主義の理論を提示したと答弁した。最も大きな争点は「協調的法治主義 (kooperativer Rechtsstaat)」の「協調的」という用語であった。「協調的」というのは従来のドイツ的形式的法治主義、国家中心のイデオロギーを匂わせており法治主義行政の意味が消えてしまう恐れがあるという主張に対して、報告者は19世紀的法治主義における国家と個人という対立構図ではなく、共同の善を共に実現する参加的な意味での「協調的」とであると説明した。

最後の報告は女性と法現実に関するものであった。韓国において法は、男女間の現実的不平等のために男女それぞれに異なった影響を及ぼし、法を摘要するうえでの男性中心性は、法が女性の視点を反映する限界となっている。そこで、韓国社会において法が女性の現実にどのようなにかかわってきたのか、また女性は法にどのような期待を抱いてきたのか

を検討した。報告と関連して賈買春と公娼制度に関する手短な討議が日本側から行われたが、時間の制約から十分な討議ができなかったのは残念である。

以上のことから、今回の共同研究の成果は次のように整理できるであろう。第一、第二の報告からは、韓日間の条約の効力に対する論議と戦争責任に対する日本側の自省からなされた学術的変遷史を概観することができ、これを通じて日本社会の変化をうかがうことができた。第三、第四の報告では、韓国の法学者が現実に関わる姿を日本側に知らせることができた。特に、韓日間の法学交流は、ほとんど日本から韓国へという流れであったのが今までの傾向であることは否めない。しかし、行政手続法、行政公開法、女性関連法は韓国で論議されて法制化された点において日本の法学者達に比較法研究の重要な材料を提供した点で意義は大きい。残念なのは時間配分が適切ではなかったので、十分な討論がなされなかった点であった。特に最後の報告は、日本で現在論議されているものであるもので、韓国での経験が日本に多くの示唆をあたえるものであったが、時間制約のために、十分な討議がなされなかった。報告文が両国語で翻訳されているので、今後報告では通訳を略するのの一方法であるだろう。

3.

勉強は本を読んだり話しを聞いたりすることによってのみなされるものではない。より重要なことは、「近くて遠い」隣人である日本学者達と会って話し合い、お互いを確かめることである。京都に着いて宿に旅装をといて国際平和博物館を訪れた。そう長い時間ではなかったが、戦争の惨状をあるがままに、また、その悲劇がいまだに続いていることを実感するには十分だった。そして単に過去の惨状だけではなく、また現象的暴力だけではなく、私たち次の世代が向き合う「構造的暴力」に視野を広げ、特別展などで積極的な平和創造に向けた努力をしている点が印象的だった。この博物館は末川博総長が、再び戦争とその悲劇が起きないことを願い、一方で

は戦争に対する反省から設立したと聞いた。平和が実現するのを願う真の教育者の姿に思いをはせてみた。

このシンポジウムの前後に、多くの方々と会った。初日は中華料理店「はま長」で交流会があり、研究プロジェクト責任者である大久保教授、報告者である赤澤教授、徐勝教授などが出席した。日本政治思想史を専攻する赤澤教授とは朴洪圭嶺南大学教授の通訳で話しをしたが、人格が風貌ににじみ出ている。また、シンポジウム終了後にカフェ「ユア-」で催されたレセプションにも出席した。そこでは日本学者の関心の多様性、真剣さを感じることができた。



4.

シンポジウムを終え、我々は京都の歴史を探訪した。まず尹東柱詩碑がある同志社大學を訪れた。曇りがちな朝だったからであろうか、それほど訪れる人もなく、ぽつんと片隅にその碑は立っていた。韓国で最も愛されている彼の「序詩」を異国の地で読むのは、感慨新たなるものがあった。

また、非常に印象的でありいつか必ず訪れたいと思った、とある喫茶店がある。女性オーナーが経営する「フランソワ」というその喫茶店は、かつて京都プロレタリア文学運動の本拠地であったところで、戦後も自由主義者たちが集う場所であった。古典的で落ち着いた雰囲気のある霧囲気を漂わせ、近代京都の歴史の一段面をそのまま垣間見るかのようであっ

た。かつて徐勝教授の釈放運動の支援をしたこともあるオーナーが、おいしいお菓子をサービスしてくれた。人の情というものがほのぼのと伝わってきた。

次に嵐山を訪れた。ここでは日本近世文学の濫觴である「源氏物語」の所在地という立て札をいたるところで目にした。京都の歴史を直接目にして感じることができた。竹藪や川辺の風情など、大都市である京都にこのような静謐な場所があるということが信じられない。周恩来詩碑においては激動期を生きた知識人の苦悩を感じることができ、徐勝教授の解説も花をそえてくれた。ある湯豆腐屋の横には、当時の海軍葬送歌である「海行かば」を刻んだ立て札があり、海に見立てた石庭に太平洋戦争に動員された自殺潜水艦が昔の姿そのままに展示されていた。そして、市内では右翼の街宣車の軍歌やアジテーションを聞いた。日本における右翼の位置と日本社会の限界をまのあたりにするかのようであった。

歴史を歪曲して過去を否定しようとする右翼の 慮にもかかわらず、一方で、日本社会を支えてきたのは市民達であるということに直接ふれる機会もあった。それは、研究会に参加した市民たちが活発に意見を出し合っていた事である。学術研究への市民の参加が、日本の底力であろう。その人々の中でも特に記憶に残っている人がいる。その人は大阪から来られた元薬剤師の方であった。韓国の原爆被害者たちとその諸問題を知り、薬剤師を辞めた後、韓国語を習って市民運動を始められたそうだ。そして韓国でも注目されなかった人々に関する研究書、『韓国の広島 = 陝川』を著した。この本は陝川地方の近代史であるとともに、陝川出身の原爆被害者たちの体験状況を著し、その対処法とさらには日本政府の責任についても問うている。このような一般市民の存在が日本社会を発展させる原動力だと考えられる。

私が出会った日本人は非常に親切だった。キャンパス内で道を尋ねれば詳しく教えてくれるなど、とても開放的であった。研究会の

終了後の食事の席では、日本人学生と自然にうちとけることができた。韓国への関心も高いようで、韓国語を勉強したことがあるとか、これから勉強する予定であるという学生もいた。食堂で横に座った日本人とも気兼ねなく話することができた。

私はこの韓日共同研究会に初めて出席して、日本での戦後補償をめぐる議論から多くのものを得ることができた。日本の学者の方だけではなく、学生たちとの出会いも非常に

有意義であった。この出会いを通じて韓日両国の理解が広がれば、「近くて遠い」ではなく、仲の良い隣国になることができるであろう。

京都での3泊4日間、惜しみない配慮をしてくださった研究プロジェクト責任者である大久保教授、徐勝教授たちに感謝し、この文章をもって、その意に代えたい。

鄭肯植（ソウル大学法科大学助教授）

徐勝（訳）



2000年秋 第4回日韓共同研究（現代韓国の法・政治構造の転換）

共同主催

科研「現代韓国の法・政治構造の転換」

国地研プロジェクトB「21世紀東アジアの安全保障と人権」

90年代末以来、韓国は「民主化・現代化」の急激な変動過程にある。現代韓国の法・政治構造の変動とその基本的特質を日韓両国の共同研究・協力によって解明することを目的として、韓国一流の法・政治学者などの参加を得て、その間、立命館大学で行われた10余回の個別研究会と、1998年春（ソウル大学）、秋（立命館大学）、2000年春（慶州）と3回にわたって共同シンポジウムを行ってきた。今回、立命館大学において、第4回目のシンポジウムを下記のような要領で実施する。

- 開催要領 -

日時：2000年12月15日

場所：修学館2階 第3研究会室

シンポジウム：

第1部（9：30～12：30）

金昌祿（釜山大学校法科大学）「1900年代初の韓日間の諸条約の「不法性」」

赤澤史朗（立命館大学法学部）「戦後日本の戦争責任論の動向」

第2部（14：00～17：00）

金性洙（延世大学校法科大学）「行政手続法と情報公開法の問題点と改善法案 - 協調的法治主義実現のための韓国的実験 - 」

呉 眞（誠信女子大学校法科大学）「韓国の女性と法現実 - 法の可能性と限界 - 」

レセプション（18：00～19：30）：ユア－

* 討論者

鄭宗燮（ソウル大学）

鄭肯植（ソウル大学）

岡野八代（立命館大学）

安本典夫（立命館大学）

松本克美（立命館大学）

通訳：広瀬貴子（立命館大学大学院）、宋基燦（京都大学大学院）

（ : 該当漢字コード無しのため表示できず）

新任のご挨拶

吉川義春

2001年4月から本学法学部に着任しました吉川義春でございます。現在、商法、民事法を担当しています。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

1959年本学法学部を卒業、司法修習を経て、裁判官に任官。大阪地裁を振り出しに、大阪地、高裁を中心として、静岡、京都など北は旭川から南は宮崎までの各地の地高裁で判事補、判事、部総括判事を歴任し、約40年間勤務しました。

最近旭川地裁所長を経て大阪高裁部総括（裁判長）判事を5年間勤め退官し、本学に came。本学出身の法曹の方々には顔なじみの方も多くこうして挨拶をお書きするのも気恥ずかしい限りです。ところで、裁判官勤務中は殆どを民事裁判を担当し法廷にありました。この間数多くの裁判に関与してきました。いずれも忘れがたいものですが、印象に残るのものを、敢えて挙げるとすれば、次の裁判を数えることができます。

初任の大阪地裁でした取締役の第三者に対する責任の判決（これがやがて昭和44年の最高裁大法廷判決となった）。大阪高裁でした相続熟慮期間の起算日（いわゆる知らぬ間の借金相続事件 後に最高裁判例となる）、宮崎高裁支部の不法行為の長期期間の性質とその主張の権利濫用、信義則違反（その後最高裁判決はこれを破り問題の除斥期間の主張と権利濫用の検討不要論を出し、今もなお議論が続いている）、大阪高裁の選挙の一票の較差事件、食糧費違法住民訴訟事件（いわゆ

る6000円判決）、京都地裁での君が代事件、京都駅ビル事件、勤労会館集会の自由事件などなどです。しかし、むしろ、このような著名事件以外のそれぞれに全力を傾けた凡百の事件こそが私にとっては、思い出深いものとなっています。

研究関係としては修習生の頃から始めた取締役の第三者に対する責任に関する研究があります。塩田親文教授との共著の「取締役の第三者に対する責任」（総合判例叢書商法(11)有斐閣刊）を出し、これがその後リーディングケースとなった昭和44年の最高裁大法廷判例出現の基礎資料にもなりました。その後も、昭和61年には「取締役の第三者に対する責任」（日本評論社刊）を出版し、さらに研究を続け、民商法雑誌などの誌上を借りて研究成果を公にしていきました。その他、商法会社法、手形法、民事裁判関係（民法、民事訴訟法）などを射程に入れ若干の論文も公にしています。

今回はロースクールのこともあり、裁判実務と大学との橋渡しの役割を果たすものとして本学に招かれました。しかし、大学関係の本格的な勤務は初めてのことであり、今のところ慣れない仕事にとまどうばかりです。また、これまで、実務とは疎遠で高邁な理論に走りがちな学問研究と実務の架橋はもともと容易なことではありません。どうぞ、みなさまのご支援ご指導のほどよろしくお願いいたします。

（よしかわ・よしはる 民事法）

新任の御挨拶

小山泰史

2001年4月より立命館大学法学部に奉職致しました小山泰史です。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

私は、1988年に金沢大学法学部を卒業後、神戸大学法学研究科に進学し、1993年に同研究科を単位取得退学、1993年から1995年3月まで日本学術振興会特別研究員を経て、1995年4月より本年3月まで、摂南大学法学部で専任講師として勤務致しました。

着任に至るまで、私自身は立命館大学とは全く縁がなかった、というのが正直なところでは、転任のお誘いを受けたときから遡ること約半年前に資料収集に来たことが、唯一過去に「立命館」に触れる機会でした。資料収集に来たときに、このような大規模な大学で教員として教える時がくればよいのに、と感じたことはありましたが、よもやその後こうして立命館の教壇に立つ時が来ようとは、夢想だにしませんでした。

前任校の摂南大学は、大阪工業大学を母体して設立された理科系主体の大学で、著名な教員としては、ダイオキシン問題での権威である薬学部の宮田教授を挙げることができます。しかしながら、法学部は、1988年設置の最も新しい学部であり、1学年280名程度の比較的小規模の法学部です。最も収容人数の大きい教室でさえ、定員450名程度にすぎません。この人数の違いが、立命館との最も大きな相違点です。前任校では、「大講義室」の上下に稼動する黒板にびっしりと板書をして、一番後ろの席に座っている学生でも判読することが可能でした。ところが、同じことは、立命の大教室では到底不可能です。必然的に板書で書く字数は、以前に比べて減ったように感じます。1学年1000名の法学部の授業では、1学年300名以下の法学部とは自ずと講義のスタイルも異なるざるを得ないようです。

さて、私自身の研究の対象は、民法・担保物権法の非典型担保、とりわけ動産譲渡担保を中心としております。これまで比較法の対象として、主に英米法を中心に取り組んで参りました。「民法で英米法？」と疑問をもたれるむきもあるかもしれませんが、最近では、契約法や不法行為法を中心として、民法学者でも英米法を研究する方も増えつつあります。もっとも、担保法の領域では、まだ数人しかいないのが実状です。

英米法、特にアメリカ法の統一商事法典（Uniform Commercial Code）は、各州が採択することを予定して作成されたモデル法（案）であり、1962年に最初のOfficial Textが公表されて以来、現在ではフランス法系のルイジアナ州においても、その主要な編（Article）が採用されるに至っています。州際取引に際して、州法毎の相違を極力少なくして国内の取引をスムーズに行うことを目的としています。中でも、第2編「売買」は、国連統一動産売買条約（CISG）にも大きな影響を与えています。

さて、UCC第九編「担保付取引」（secured transactions）は、不動産を除く債権や動産の担保付取引に適用されます。その中で、担保設定者の有する「一切の在庫商品」ないし「一切の売掛債権」等、営業活動に伴い新陳代謝を繰り返す流動財産を包括的に担保の目的として設定されるのが「浮動担保（floating lien）」であります。日本法において、この浮動担保に相当するのが「流動集合動産譲渡担保」であり、私は、修士・博士課程を通じて、その比較検討を行ってきました。どちらにおいても、企業の営業活動継続中に発生・流入・消滅を繰り返す営業財産を包括的に担保目的物とする関係上、その効力を強く認めることは、債務者の倒産時に特定の債権者を特に優遇する結果を生じるため、アメリカ法においても問題視されてきまし

た。その効力強化と規制の方法を検討することは、日本法の議論にも非常に有益であるといえます。

ところで、「浮動担保」は、もともとはイングランド法における企業の社債を担保するものを指すと解されてきました。日本の企業担保法がモデルとしたのはこちらの浮動担保です。従来、アメリカ法の浮動担保とイングランド法の浮動担保は、後者が動産だけでなく不動産をも目的とするなど、異なるものであると日本では理解されてきました。しかし、従来、イングランド法の浮動担保を継受して利用してきたカナダにおいては、主要な州において、アメリカUCC第九編に類似する動産担保立法（Personal Property Security Act, PPSA）を採用し、浮動担保の型をアメリカ型に変更しました。興味深いことに、フランス民法典を継受しているケベック州においてさえ、動産担保については、他のカナダの州のPPSAと同様の法制度（浮動抵当、floating hypothec）を導入しております（1991年ケベック州民法典）。さらには、近時、中南米諸国もまた、アメリカUCC第九編と同種の立法の導入を検討していることが伝えられています。

これは私の推測ですが、北米・中南米の市場統合の動き、動産担保立法にも影響していると思われます。カナダのPPSAにおいては、動産担保権の登録制度（filing system）

が、電子化されたネットワークとして構築されており、その登録・検索もオンラインで済ますことが既に実用化されています。最近改訂されたUCC第九編もその方向での検討がなされてきました。もしかすると、将来、南北アメリカには「ネットワークで統合された動産・債権の担保の市場」が出現することになるかもしれません。

契約法の分野では国連動産売買条約をはじめ、共通のルール作りが進んでおります。ヨーロッパの市場統合をにらんで、ドイツ債務法でさえ「原始的不能」の概念を放棄して英米法的な契約概念に接近しようとしています。将来的には、担保法の分野も同様の動きが出てくるのかもしれませんが、もっとも、不動産担保については、アメリカでさえ州毎の差が非常に大きく、UCCのようなモデル法は、未だに成功をみておりません。よって、担保法の分野のルールの共通化は、権利担保や動産担保の分野から進む可能性があります。

翻って日本はといえば、未だ国連統一動産売買条約さえ批准しておりません。債権譲渡登記の制度を発展させるなどして、少なくとも不動産以外の担保法の分野については、より国際間の競争に耐えうる近代的な制度を構築していく必要があると考えられるのですが、いかがでしょうか。

（こやま・やすし 民法法）



法学部関連の主な学術交流・研究活動(2001年3月～2001年6月)

- 01年3月8日 現代法曹研究会：名城大学法学部教授 北川善太郎氏・滋賀大学経済学部助教授 須永知彦氏ほか「オンライン法学教育 名城大学における学習テストの試みと評価」
- 01年3月22日 ジェンダー・スタディーズ研究会：Rutgers大学 Drucilla Cornell氏「人格の共同体 ポストモダンのジェンダー的正義論 -」コメンテーター 岡野八代氏・金沢大学 仲正昌樹氏
- 01年3月29日 国際学術交流研究会：フンボルト大学国際部 日本担当官 Ursula Grawert氏「フンボルト大学における国際教育研究の現状について」 通訳 出口雅久氏
- 01年4月20日 政治学研究会：執筆者全員「『立命館法学』第271・272号、274号の執筆をめぐって」
- 01年4月26日 プロジェクトB 言語と文化 ～文法から言語と文化にせまる～：堀田秀吾氏「裁判における言語学的分析」
- 01年5月18日 公法研究会：倉田玲氏「大統領選挙と平等保護 - ブッシュ対ゴア事件判決の再検討 -」
- 01年5月25日 国際学術交流研究会：ボン大学法学部教授 Eberhard Shilken氏「ドイツにおける裁判手続への素人および専門家の関与」通訳 出口雅久氏
- 01年6月2日 中間団体研究プロジェクト：倉田原志氏「ドイツにおける労働組合をめぐって」京都大学大学院法学研究科助手 田近肇氏「アメリカにおける宗教団体制度をめぐって」
- 01年6月7日 民法研究会：弁護士 布井要太郎氏「判例知的財産侵害論」
- 01年6月18日 刑事法研究会：西南学院大学助教授 金尚均氏「危険社会と刑法」
- 01年6月21日 ジェンダー・スタディーズ研究会：吉岡公美子氏他「『現代思想』2001年5月号「フェミニズム特集」を読む」
- 01年6月22日 政治学研究会：柳原克行氏「西部カナダ地域主義の政治学的考察 - 連邦システム、地域政党、国民統合 -」
- 01年6月29日 「日本型社会」研究会：大平祐一氏「『日本の社会』と統治システム - 近世からの問いかけ -」

法学部部門別定例研究会：法政研究会・公法研究会・民法研究会・政治学研究会・刑事法研究会

学術研究プロジェクト：人文科学研究所 / 国際言語文化研究所 / 国際地域研究所 / 衣笠総合研究機構

立命館大学法学部ニューズレター

第25号 (2001年6月)

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町5-6-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294

<http://www.lex.ritsumei.ac.jp/>